

論 説

道路受益者負擔に就て

橋本圭三郎



道路の新設又は改修により利益を享受する者の範囲は非常に廣いのであるが、就中最も多くの利益を受ける者は大體より見て沿道及び附近の土地所有者である。従つて現行道路法規が道路の直接受益者に費用の一部を負担させることは至極道理ある事である。然し現行法律施行の實際に就て見ると、利益を受けぬ者でありながら負担金を課せられたり、或は却て損害を蒙つてゐる者までが單に沿道の土地所有者たる故を以て最高の負担金を拂はされてゐる場合がある。かくの如きは明かに不合理である。今自分が關知する限りに於ても、一二の實例を擧げができる。現在負担金課徵の方法は受益地を第一區より第三區に分ち、第一區の所有者に對して最も多くを課する仕組になつてゐるが、此の第一區の所有者として最高の負担をしながら却つて非常の損害を蒙つてゐる

者がある。それは新たに道路が修築されて其の道路に接する様にはなつたが、同時に道路の方が自分の屋敷より高くなつた爲に雨が降ると道路の水がどんどん屋敷内に流込んで來るのである。從つて道路のなかつた時より其の地價は下落した。實に氣の毒な事情である。また他の例では斯う云ふのがある。道路は出來たが屋敷の通路即ち門口は其の道路と反対の側に在つて別の道路に通じてゐる。新道とは何の關係もない。たゞ屋敷の裏側が小さな小路と一列の住宅とを隔てゝ新道に近いと云ふだけである。これでは如何に新道に近くても新道から受ける利益は殆どない。然し現行法規の下では受益者としての負擔は之を免れない。言ふまでもなく不當の課徵である。元来道路の新設改修によつて明かに直接利益を受ける者は沿道の商店であつて、住宅の場合は商店と同様には考へられない。住宅として土地を所有する者にとつては、新道修築の爲に雜音を送られ、塵埃を蒙り、却つて迷惑の場合がある。また道路の新設改修による受益の發生は、その道路が或る樞要の地點に開通した時に始まる。兩端が淋しい地點で行止りになつてゐるやうな工事の部分的完成では未だ受益は發生しない。然るに現行の規定では、それ等の事には全然頓着なく、道路が一部完成すれば、將來利益を受くべき其の沿道土地所有者に受益者としての負擔金を課徵する趣旨である。これなど、道路が樞要の地點に開通して、十分その效用を發揮するに到るまでは負擔金の課徵を差控へるやうにするのが道理であると信ずる。そこで現在の受益者負擔金課徵の方法は之をどうすれば宜いかと云ふと、自分の考へでは、第一に現在のやうな道路からの距離のみによつて土地の等級を定

める方法を廢める。そして面倒ではあるが、地租の場合のやうに、一筆毎に前述の如き事情を考慮して當該地價の變化即ち地價が騰つたか下つたかを入念に査定し、此の査定に基いて負擔金を決定するが公平であると思ふ。現在のやり方は極めて大體論的で、事を處理する上には樂であるが、個々の場合に就て見ると不公平を免れない。

尙一つ現行道路法に於ける非常の不備は、受益者負擔と對立すべき被害補償規程のないことである。前に述べた實例の場合でも判ることであるが、新たに道路が設けられた爲に其の兩側の土地が谷になつて了ふやうな場合は少なくない。これは急坂を緩勾配に改修するときなど必ず附隨して起る場合である。斯うして兩側の谷になつた地面では其の家屋は二階でさへ路面より低いと云ふやうな事もあり、雨水や塵埃が用捨なく二階の窓から入込むと云ふが如き奇觀を呈する。勿論階下の室は暗くて役に立たないと云ふ事になる。これは已に家屋の建つてゐる場合であるが、若し斯様な道路の兩側が更地であるならば新たに家を建てるものはまづない。茫々と雜草の生ひ茂るに委す外はない。即ち新設道路の爲に兩側の土地が其の利用價値を減却される此のやうな場合に、現行法では補償の道がない。之に對してどうしたら宜いか立法上考究の必要がある。國道が、縣道が、或は市町村道が此の原因をなすものであるときには、其の屬する所の國、縣、或は市町村が夫々之を補償する事の規定を必要と思ふ。此の理を推して、家屋税も亦同時に之が更正を要することと言ふまでもない。土地の状況が悪くなれば、其處に建つ家屋の價格を減殺するは勿論甚しきは空家になる場合

もある。

由來日本人は理窟ほいと云ふが、自己の主張すべき當然の権利に就ては存外弱腰である。殊に官廳に對して然うである。官廳はまた國民が言はない限り、進んで國民の権利を確認することをしない。さう云ふ問題にはなるべく觸れない様にしてゐる風がある。然し斯様な態度は今後改められねばならぬ。國民はその主張すべきものは斷乎として之を主張し、同時に服従すべき事柄は極めて從順に服従すべきである。前議會に於ては刑事補償法案が兩院を通過し、之によりて無辜の民が幾分慰められる事になつたが、事柄は違ふけれど、道路受益者負擔金の査定方法改正と共に、道路の新設改修により却て著しく損害を蒙る者の爲に何等か補償の道を開く事は單に公平の爲のみでなく、道路の改良發達を促進する上にも其の必要を痛感する次第である。

國防と交通

沖直道

緒言

現時の所謂交通革命時代に於ては、國民生活上に、經濟上に將た又其の他に於て、交通の完備を必要